

総務委員会資料

令和2年度第1回定例会提出予定議案の説明

1 (4) 議案第11号

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の
制定について

資料 1 川崎競輪場の場外車券発売時における入場料等について

資料 2 川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料 場外車券発売にかかる「事務委託方式」の導入について
(令和2年2月6日総務委員会資料)

経済労働局

令和2年2月14日

川崎競輪場の場外車券発売時における入場料等について

1 場外車券発売時の入場料等の帰属先

	職員派遣方式 (地方自治法第252条の17)	事務委託方式 (自転車競技法第3条)
入場料等の考え方・帰属先	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市自転車競走実施条例・規則は、川崎市が行う競輪の開催（本場開催）を想定したつくり 他の自治体の身分で場外車券発売を行うため、本市の条例・規則が適用されない。 そのため、入場料等の料金設定については本場施行者（他の自治体）との協議により決定し、本場開催施行者に帰属。 	<ul style="list-style-type: none"> 受託した場外車券発売を自場で行うという考え方から、入場料等は受託側（川崎市）に帰属する。 このため根拠条例等の整備が必要。

2 「川崎市自転車競走実施条例」の改正について

	改正前 職員派遣方式	改正後 事務委託方式
(1) 本場開催		
普通入場料	100円	100円
(2) 場外車券発売		
普通入場料	無料	無料
理由	実際のレースを観戦できないこと等を考慮したため	同様のサービスを維持するため
川崎市自転車競走実施条例	(入場料) 第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、 <u>20円以上</u> において市長が定める額とする。	(入場料) 第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、 <u>市長が定める額</u> とする。
	入場料等の下限額を規定	入場料の下限額を設けない

関係法令（抜粋・概略）

地方自治法第252条の17 (職員の派遣)

1 普通公共団体の長は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の身分を合わせ有することとし、給料等は、派遣を受けた普通公共団体の負担とする。

自転車競技法第3条 (事務の委託)

競輪施行者は、競輪の実施に関する事務を他の地方公共団体、競技実施法人又は私人に委託することができる。

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市自転車競走実施条例 昭和37年12月13日条例第36号</p> <p>改正 平成14年12月27日条例第45号 平成15年7月4日条例第22号 平成19年9月14日条例第38号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(入場料)</p> <p>第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、市長が定める額とする。</p> <p>第5条～第8条 略</p>	<p>○川崎市自転車競走実施条例 昭和37年12月13日条例第36号</p> <p>改正 平成14年12月27日条例第45号 平成15年7月4日条例第22号 平成19年9月14日条例第38号</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(入場料)</p> <p>第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料の額は、<u>20円以上</u>において市長が定める額とする。</p> <p>第5条～第8条 略</p>

場外車券発売にかかる「事務委託方式」の導入について

参考資料

1 概要

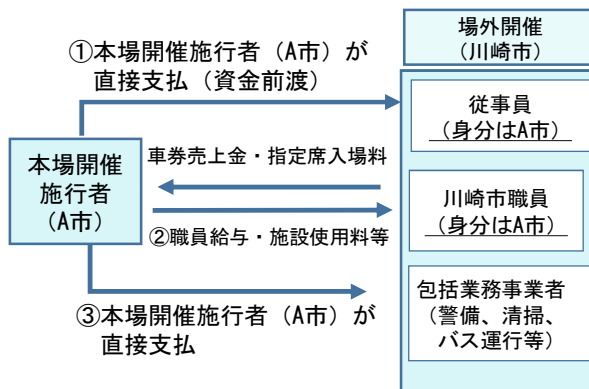
- 川崎競輪場の車券発売については、川崎競輪場でレースを行いその車券を発売する「本場開催」と他の競輪場で行われるレースの車券を発売する「場外車券発売」がある。
- これまで、本場開催施行者(他の自治体)からの依頼により、川崎競輪場で場外車券発売を行う際は、地方自治法第252条の17に基づく「職員派遣方式」により、川崎市の職員や従事員は、本場開催施行者の身分で車券を発売していた。
- 令和2年度から運用が開始される「会計年度任用職員制度」においては、総務省の見解として、自治体間の職員派遣を想定していないことから、全国の競輪場が一斉に自転車競技法第3条を適用し、他場の競輪の場外車券発売については、「事務委託方式」を導入する方針となった。

2 「事務委託方式」導入による主な変更点

	職員派遣方式	事務委託方式
根拠法	地方自治法第252条の17	自転車競技法第3条
職員の身分	本場開催施行者の職員	川崎市職員
従事員の雇用	本場開催施行者が直接雇用	川崎市が会計年度任用職員として雇用
経費負担	競輪開催を行う本場施行者が場外車券発売にかかる経費を直接業者等へ支払う	川崎市が場外車券発売事務受託料として本場施行者から一度収納したのち、業者等に支払う
入場料及び指定席入場料	本場開催施行者に帰属	川崎市に帰属
契約形式	自治体間で協定を締結	自治体間で業務委託契約を締結
年間協定・契約数	約600件	約120件
従事員の社会保障	日雇健康保険等へ加入	厚生年金、一般健康保険等へ加入

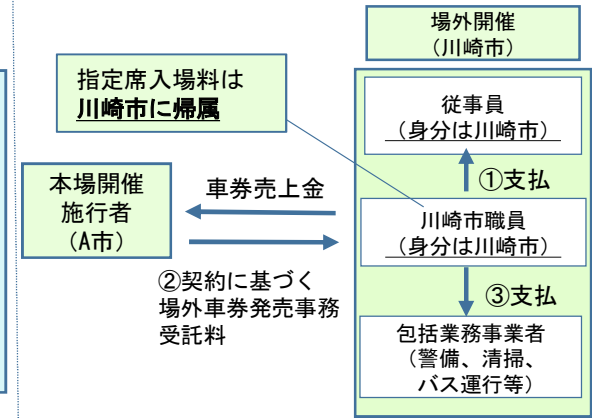
職員派遣方式

川崎市の職員や従事員は本場開催施行者(A市)からの依頼によりA市に派遣されることで、A市の職員として、川崎競輪場においてA競輪場で開催される車券発売等を行う。



事務委託方式

本場開催施行者(A市)は場外車券発売事務を川崎市に委託する。委託を受けた川崎市は受託事務として、川崎競輪場においてA競輪場で開催される場外車券発売事務を行う。



3 「事務委託方式」導入による効果・影響

(1) 事務処理負担の軽減

職員派遣方式	事務委託方式
自治体間の契約事務・清算事務が非常に煩雑であり、職員の負担に。	自治体間の契約事務が一括化され、事務処理負担が軽減される。
【自治体間契約事務】 <ul style="list-style-type: none"> 基本協定書 事務協力に関する協定書 施設使用に関する許可申請書 職員派遣に関する協定書 業務代行協力に関する協定書 5×120団体(競輪場・専用場外車券売場) = 約600件	【自治体間契約事務】 <ul style="list-style-type: none"> 委託契約 に一括化 →年間約120件に減

(2) 場外車券発売時の入場料及び指定席入場料の帰属先

	職員派遣方式	事務委託方式
入場料等の考え方	職員派遣方式により他自治体の身分で場外開催を行うため、本市の条例・規則が適用されない。そのため、入場料等の料金設定については本場施行者と協議により決定。	事務委託方式は、受託した事務を自場で行うという考え方から、入場料等は受託側(川崎市)に帰属する。このため根拠条例等の整備が必要。
入場料等収入の帰属先	本場開催施行者に帰属	受託側(川崎市)に帰属

(3) 従事員の社会保障

職員派遣方式	事務委託方式
社会保障の対象となる年間雇用日数は、原則として川崎本場開催の46日程度のため、健康保険・介護保険は日雇扱いであり、年金は個人加入の国民年金となっている。	年間を通じての川崎市雇用となるため、場外車券発売時も加わり、対象となる雇用日数は大幅に増加する。原則として一般健康保険及び厚生年金への加入となり、従事員の福利厚生拡充が図られる。

(4) 競輪事業特別会計予算への影響

職員派遣方式	事務委託方式
競輪開催を行う本場施行者が場外車券発売にかかる経費(従事員賃金、警備、清掃、バス運行経費等)を直接業者等へ支払う。	川崎市が場外車券発売事務受託料として、一定の料率で本場施行者から一度収納したのち、業者等に支払う。このため歳入・歳出予算が増になる見込み。

関係法令(抜粋・概略)

- 地方自治法第252条の17(職員の派遣)
 - 普通公共団体の長は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。
 - 求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせ有することとし、給料等は、派遣を受けた普通公共団体の負担とする。
- 自転車競技法第3条(競輪の実施事務の委託)

競輪施行者は、競輪の実施に関する事務を他の地方公共団体、競技実施法人又は私人に委託することができる。